

法人市民税は、個人市民税とともに市民税に含まれますが、市内に事務所、事業所又は寮などがある法人（株式会社、有限会社など）が納める税金です。

■ 納める人（納税義務者）

市内に事務所、事業所又は寮などがある法人（株式会社、有限会社など）が納めます。新しく会社を設立したり、事務所などを開設したりしたときは、届け出が必要です。

■ 納める額（税額の計算方法）

法人市民税には、国税である法人税の額と資本金等の額に応じて負担する法人税割と、資本金等の額と市内の従業者数に応じて負担する均等割があります。

◆ 税額

$$\text{法人税割額} + \text{均等割額} = \text{税 額}$$

◆ 法人税割額

$$\text{法人税の額} \times \text{税率}$$

資本金等の額	税 率		
	事業年度の始期が 平成 26 年 9 月 30 日 以前	事業年度の始期が 平成 26 年 10 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日の間	事業年度の始期が 令和元年 10 月 1 日 以後
5 億円以下	12.3%	9.7%	6.0%
5 億円超～10 億円以下	13.1%	10.5%	6.8%
10 億円超～50 億円以下	13.9%	11.3%	7.6%
50 億円超	14.7%	12.1%	8.4%

❗ 横須賀市と他の市町村に事務所等を設けている法人は、市町村ごとの従業者数であん分して法人税割額を納めることになります。

❗ 詳細は横須賀市ウェブサイトで検索してください。

「法人市民税」

検索 🔍

◆ 均等割額

$$\text{税率（年額）} \times \text{事務所などを有していた月数} \div 12 \text{ か月}$$

法人等の区分		市内の従業者数	税率（年額）
公共法人、公益法人等、人格のない社団や財団、 特定非営利活動法人 等		区分なし	50,000 円
上記以外 の法人	資 本 金 等 の 額	1 千万円以下	50 人以下
			50 人超
		1 千万円超～1 億円以下	50 人以下
			50 人超
		1 億円超～10 億円以下	50 人以下
			50 人超
		10 億円超～50 億円以下	50 人以下
			50 人超
		50 億円超	50 人以下
			50 人超

■ 申告と納める方法

事業年度終了後 2 か月以内に、法人が納付すべき税額を計算して申告書を提出するとともに、その税額を納めます。❗ 電子申告・電子納税については[▶ 29 ページ]をご覧ください。